

埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害図書等の指定等について

有害図書等とは

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書や雑誌、ビデオ、DVD、CD等で下記の2つの方法で指定されたものをいいます。

個別指定：次のいずれかに該当するものを、県が個別に指定します。

- 性的な感情を著しく刺激するもの
- 粗暴性や残虐性を甚だしく助長するもの
- 犯罪や自殺を著しく誘発するもの

包括指定：次のいずれかに該当するものは、有害図書等とみなされます。

- 雑誌・図書：卑わいな姿態又は性的な行為を被写体とした写真又は描写した絵（漫画を含む）の頁数が20頁以上、又は総頁数の1/5以上
- ビデオ・DVD類：卑わいな姿態又は性的な行為を描写した場面の合計が3分以上
- ゲームソフト・CD写真集等：卑わいな姿態又は性的な行為を描写した静止画等が20場面以上

下のようなマークの付いたゲームソフトなどについては、条例による規制の対象となる可能性があります。



注) CERO：NPO法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構の略称

有害図書等の青少年購入等禁止表示の義務

有害図書等を陳列するときは、お客様から見やすい箇所に青少年の購入や貸出、閲覧を禁止する旨の表示をしなければなりません。

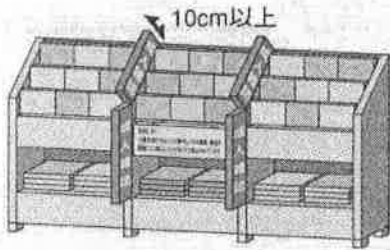
【有害図書等の青少年購入等禁止表示の例】

条例により、18歳未満の方はここに陳列してある書籍・雑誌を閲覧したり購入したりすることは禁止されています。

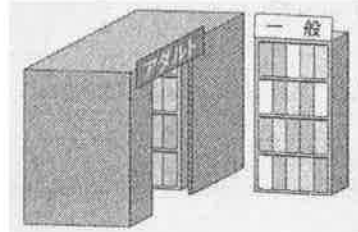
有害図書等の区分陳列の方法

有害図書等は、次の6つのいずれかの方法により、他の図書等と区分して陳列しなければなりません。

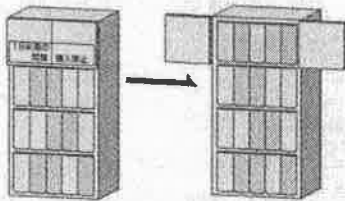
1. 有害図書等から10cm以上張り出した仕切り板の間に、有害図書等を陳列する



2. 間仕切り等により内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に、有害図書等を陳列する



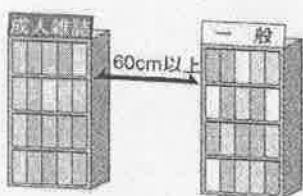
3. 扉等により内部を容易に見ることができない措置がとられた棚に、有害図書等を陳列する



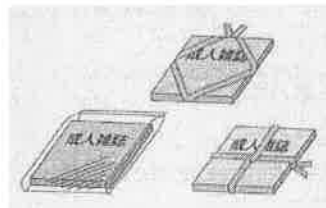
4. 床面から150cm以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列する



5. 有害図書等以外の図書等を陳列する棚と60cm以上離れた棚に、有害図書等を陳列する



6. 有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する



有害図書等関係の条例による罰則

有害図書等関係の条例による主な罰則は、次のとおりです。

主な規制事項	違反した場合の罰則
青少年への売買、交換、貸付け等の禁止	30万円以下の罰金
有害図書等を他の図書等と区分して陳列する義務	知事の是正命令に従わないとき 30万円以下の罰金
「青少年の有害図書等の購入、閲覧、借受け禁止」の表示を行う義務	知事の是正命令に従わないとき 30万円以下の罰金

埼玉県青少年健全育成条例（抜粋）

第3章 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止

（有害図書等の指定及び売買等の禁止）

第11条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 次に掲げる図書等は、前項の規定により指定された図書等とみなす。

- (1) 図書又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性的な行為で別表第1に掲げるもの（次号及び第16条の2第2項において「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）を掲載するページ（表紙を含む。以下この号において同じ。）の数の合計が20ページ以上であるもの又は当該図書若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの
- (2) 録画された磁気テープ又は光ディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）の時間の合計が3分以上であるもの又は当該場面の数が20以上であるもの

3 何人も、青少年に対し、第1項の規定により指定された図書等（前項の規定により指定されたものとみなされる図書等を含む。以下「有害図書等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。

（有害図書等の陳列の制限等）

第11条の2 図書等取扱業者は、前条第1項各号のいずれかに該当すると認められる図書等を青少年に閲覧等がされないように管理しなければならない。

2 図書等取扱業者は、有害図書等を陳列するときは、規則で定めるところにより、他の図書等と区分し、かつ、有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧をしようとする者の見やすい箇所に、青少年の有害図書等の購入若しくは借受け又は閲覧を禁止する旨を表示しなければならない。

3 （略）

（審議会への諮問）

第25条 知事は、次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。ただし、第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、その限りでない。

- (1) （略）
- (2) 第11条第1項、第12条第1項、第16条第1項又は第16条の2第1項の規定により指定をしようとするとき。
- (3)～(5) （略）

2 （略）

埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抜粋）

2 条例第11条第1項の規定に基づく有害図書等の指定、第16条第1項の規定に基づく有害興行の指定及び第17条第1項に基づく有害広告物に係る措置命令の認定基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

ア 残虐な殺人的場面を過度に描写表現したもの

イ 殺傷による肉体の苦痛を詳細に描写表現したもの

ウ 拷問、死刑の場面を刺激的に描写表現したもの

エ 殺傷、暴力の行使の方法を詳細に扱い、その手段を教示する結果に帰するもの

オ 暴力団など暴力を指向・容認する団体を賛美したもの

カ アからオに掲げるもののほか、暴力場面を扱い、かつ、それを賛美するような印象を強く与えるもの

(3) 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

ア 犯罪や自殺を容認し、又は賛美したもの

イ 犯罪や自殺の手段、方法を詳細に描写し、犯罪や自殺が容易に可能なように表現したもの

埼玉県青少年健全育成条例施行規則（抜粋）

（有害図書等の区分陳列の方法）

第1条 埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）第11条の2第2項の規定による有害図書等を陳列するときの他の図書等との区分の方法は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 間仕切り等により内部を容易に見通すことができない措置がとられた場所に、有害図書等を陳列する方法
- (2) 扉等により内部を容易に見ることができない措置がとられた棚に、有害図書等を陳列する方法
- (3) 有害図書等以外の図書等を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に、有害図書等を陳列する方法
- (4) 有害図書等から10センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質及び構造のものとする。）の間に、有害図書等を陳列する方法
- (5) 床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列する方法
- (6) 有害図書等をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する方法